

## 5. 一般社団法人 札幌青年会議所会員資格規程

### 第 1 章 入 会

(入会)

第1条 一般社団法人札幌青年会議所（以下「本会議所」という。）の入会手続は定款第7条に基づき本規程による。

(会員の入会)

第2条 会員の入会は毎年行なう。

(正会員の推薦)

第3条 入会希望者には、正会員2名の推薦を要する。推薦者は、所定の推薦書を理事会の決定する締め切り期日までに提出しなければならない。

(会員推薦者の資格及び責任)

第4条 前条に規定する推薦者は、次の各号の要件を具備しなければならない。

- (1) 推薦年度の会費を所定の期日までに納入したこと
  - (2) 推薦者のうち1人は、在籍期間が残り1年以上ある者であること
- 2 推薦者は被推薦者の各種会合に対する出席の確保に努め、同人の入会年度における会費等の納入がなされるよう働きかけるものとする。

(会員選考特別委員会)

第5条 会員選考のため、会員選考特別委員会を設置する。

- 2 会員選考特別委員会の委員長及び委員は、理事長が指名し理事会の承認を得た若干名の正会員がこれにあたる。

(会員選考特別委員会の審査)

第6条 会員推薦書の提出があったときは、会員選考特別委員会において被推薦者入会資格及び推薦の適否を審査する。

(入会申込書の提出)

第7条 被推薦者は所定の入会申込書を会員選考特別委員会の定めた期日までに提出しなければならない。

(理事会への報告)

第8条 会員選考特別委員会は入会申込書の記載内容について審査を行い、すみやかに審査結果を理事会に報告しなければならない。

2 会員選考特別委員会は前項の審査を経たのちに9か月以内の仮入会の期間を設けることができる。

(理事会における承認)

第9条 理事会は第8条1項の規定に基づき報告を受けた後に、採決を行い、出席理事の無記名投票による3分の2以上の賛成によって会員の入会を承認する。

(入会決定通知)

第10条 理事長は、入会決定した者及びその推薦者に対し、適宜の方法により入会決定を通知しなければならない。

(新入会員の義務)

第11条 前条の通知を受けた者は、指定の期日までに入会金、当該期の会費、その他経費を納入するものとする。

2 新入会員は、研修会に出席して青年会議所運動についての理解を深め、正会員としての自覚と資質の向上に努めなければならない。

3 新入会員は下記事項につき速やかに本会議所宛書面より提出しておかなければならない。

- (1) 職業
- (2) 勤務先
- (3) 役職
- (4) 勤務先名称
- (5) 勤務先住所
- (6) 住所
- (7) 家族構成
- (8) 電話番号
- (9) F A X 番号
- (10) メールアドレス

## 第 2 章 退 会

(退会)

第 1 2 条 会員は定款第 9 条に基づき退会届を専務理事に提出した場合には、退会届提出日をもって退会とする。

## 第 3 章 除 名

(会員審査特別委員会)

第 1 3 条 理事長は、必要と認めた場合に定款第 2 章第 1 0 条に基づき会員の資格審査を行うため会員審査特別委員会を設置することができる。

2 会員審査特別委員会の委員長及び委員は、理事長が指名し理事会がこれを承認する。

(審査・督促)

第 1 4 条 会員審査特別委員会は、会員が定款第 2 章第 1 0 条の各号の一に該当する疑いがあると認められた場合には当該会員の会員資格を審査しなければならない。

2 会員審査特別委員会は、定款第 2 章第 1 0 条 2 号に該当すると認められる会員に対し、別表記載督促手続に従って督促をしなければならない。

3 会員審査特別委員会は、当該会員の審査を行うについて必要と認めるときは、会員推薦者に意見を述べる機会を与え、若しくは当該会員に弁明の機会を与えることができる。

(除名の手続き)

第 1 5 条 会員審査特別委員会は、審査の後当該会員の除名が相当と認定した場合には、理事会に対し理由を付して除名に関する理事会決議の議案を提出することができる。

2 理事会は、会員審査特別委員会の調査報告を基に審議の上、当該会員を総会において除名すべきことを決議することができる。

3 前項の理事会の決議がなされた場合、理事長は総会に当該会員の除名の議案を提出するものとする。

4 理事長は、総会に会員除名の議案を提出する際に予め当該会員に対して総会において弁明の機会を与える旨の通知を届出住所地に向けて発するものとする。

5 総会において除名の決議がなされた場合、当該会員は除名となる。

(除名会員の未納会費)

第16条 除名された会員は、会費納入義務を免れるものではない。

## 第 4 章 休 会

(休会)

第17条 正会員がやむを得ない事由により長期間出席ができないときは、休会することができる。

2 前項に規定するやむを得ない事由とは次の各号の事由をいう。

- (1) 長期療養を必要とする場合
- (2) 長期業務出張の場合
- (3) その他正当な理由がある場合

(休会手続)

第18条 休会を希望する者は、専務理事に対し、所定の様式に従い休会届けを提出しなければならない。

(休会者の権利・義務)

第19条 休会者は、定款諸規則に規定された会員の権利を失うものではない。

2 休会者は、会費等の納入義務を免れるものではない。

## 附 則

この規程は一般社団法人札幌青年会議所の設立登記の日から施行する。